

議案第 1 3 号

琴浦町手数料条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町手数料条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成 3 1 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町手数料条例の一部を改正する条例

琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係) (その1)		別表(第2条関係) (その1)	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
略		略	
行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録を出力したものの交付	用紙1枚につき 白黒の場合 10円 複色の場合 20円 ただし、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録を出力したものの交付	用紙1枚につき 白黒の場合 10円 複色の場合 20円 ただし、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。
町職員として町に在職した履歴、退職その他の事実の証明(労働基準法(昭和22年法律第49号)第22条の規定に基づき交付するもの及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の31に規定する事務に係るものを除く。)	1件につき 300円		

略	略
略	略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。